MAT Information

本城税務会計事務所　長浜市南高田町 637 番地　Tel0749-63-4501・Fax0749-63-1224
URL　http://www.honjo.bz　　E-Mail　info@honjo.bz

＜平成 16 年度税制改正＞

住宅税制関係

住宅ローン減税の延長など

平成 16 年度税制改正案は 1 月 16 日閣議決定され、開会中の通常国会審議にかけられます。改正の主たる項目についてお知らせいたします。
なお国会の議決を経て確定しますので、その点お含みおきください。

改正項目	改正内容
1. 住宅ローン減税の延長 各年分ごとの詳細は下記の表を参照してください。	居住用財産取得のための借入金を有する場合、年末残高の一定割合の「税額控除」を受けることができます。 その期限が 15 年末とされていましたが、平成 16 年居住分の住宅についても、平成 15 年分と同様の制度が延長されました。 さらに 17 年分以降についても規模は漸減しますが、制度は維持することとしています。
2. 居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設 期間は平成 16 年 1 月から平成 18 年 12 月の譲渡につき適用。	居住用財産の譲渡損失が生じたとき、その譲渡損失の金額は、その翌年以降 3 年内の各年分の総所得金額からの繰越控除を認める。要件は以下のとおり。 ・所有期間が 5 年を超えるもの。 ・譲渡契約の前日において住宅借入金があること。

住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除額

居住年	控除期間	住宅借入金等期末残高	適用年及び控除率	
平成 16 年	10 年間	5,000 万円以下の部分	1 年目から 10 年目まで	1 %
平成 17 年	同上	4,000 万円以下の部分	1 年目から 8 年目まで	1 %
			9 年目から 10 年目まで	0.5%
平成 18 年	同上	3,000 万円以下の部分	1 年目から 7 年目まで	1 %
			8 年目から 10 年目まで	0.5%
平成 19 年	同上	2,500 万円以下の部分	1 年目から 6 年目まで	1 %
			7 年目から 10 年目まで	0.5%
平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	1 年目から 6 年目まで	1 %
			7 年目から 10 年目まで	0.5%

不明の点などありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。